

開催日：平成 17 年 3 月 7 日

会議名：平成 17 年（2005 年）第 292 回定例会（第 4 号 3 月 7 日）

## 一般質問

- 1 第 6 次産業について
- 2 野生動植物の保護について
- 3 燧灘の漁業資源の回復について
- 4 治安問題について
- 5 児童生徒の学力向上について

○（森高康行議長）

○（明比昭治議員）（拍手）振り返ると、地方自治にかかわる一人として、西条市議会議員に 27 歳で当選をさせていただいて以来、この 4 月で早くも 30 年、今はこうして県議会で、身近な郷土のことや社会のあるべき方策を、地域住民の皆さんに支えられ、いろいろなことを聞かしていただきながら、その声を生かすべく、ともに誇れるふるさとづくりのためにこの場に立たせていただいておりますことに、改めて感慨を覚えております。

市議会議員の間は、時代が高度成長の波にも支えられ、社会資本の整備のために形にあらわれる諸施策にも取り組み、それはそれで充実した政治活動に取り組みましたが、県議会議員となってからは、20 世紀の負の遺産からの建て直しの時代となり、本当に気持ちを切りかえなければならない厳しい改革の時代となっています。

本県でも、予算的にも 4 年連続のマイナスシーリングを余儀なくされ、なお今後も一層財政を切り詰めなければならない状況であります。このような厳しい状況のもとで、今、市町村合併が進められ、それぞれの市、町では、独自に築いてきた我がまちづくりのこだわりを乗り越えて、また、新しい地域づくりのために、生活習慣さえ切りかえて臨まなければならない状況であります。

しかし、これも越えなければならない道であり、過去にも越えてきた道であります。それぞれ一日も早く融合して、住民が安心感を持てる配慮が政治的にも行政的にも必要と思います。

昨年は、私どもの住む東予地方が未曾有の災害に見舞われ、今も傷跡が残り、これから本格的復旧に取り組まれるわけですが、とうとい人命も失った災害の教訓を生かし、安全な県土づくりを目指しての配慮を重ねて願うものです。

さて、1 月 31 日には明るいニュースが入ってきました。

3 月 23 日から開催される第 77 回春の高等学校選抜野球大会に、我が母校西条高校と新田高校の愛媛県より 2 校の出場が決定しました。昨年は済美高校と八幡浜高校が出場、済美高校は見事、やればできるの合言葉のもと優勝の快挙、八幡浜高校は応援最優秀校に選ばれましたが、この春も、我が西条は人の気剛と力と熱で、新田高校ともどもに全国に野球王国愛媛の力と技を大いに発揮して頑張らせていただくことを期待しながら、質問に入らせていただきます。

初めに、本県の特質を生かした産業振興策についてお伺いします。

御案内のとおり、本県経済は、総じて緩やかな回復基調にあるとされておりますが、松下寿電子工業など、中核企業の撤退や縮小が相次ぐ南予地方を中心に、依然として厳しい状況が続いており、経済の活性化が大きな課題となっております。深刻な雇用問題は、代表質問でも取り上げられたとおりです。本年正月、愛媛新聞に掲載されました加戸県政世論調査におきましても、加戸知事に対し7割を超える圧倒的な有権者の支持が寄せられたところではありますが、その一方で、県政で力を入れてほしい政策として、雇用、景気対策を挙げる有権者が最も多く、地域経済が低迷する中で、これからいかに経済対策面で実績を上げていくかが厳しく問われているものと考えております。

そこで、私は、本県の強みを生かした経済活性化策について、1つの提言も交え、お伺いをいたしたいと思っております。

去る1月26日、議会の地域活性化対策特別委員会で広島県に研修に参りました。

主として農業の活性化への取り組みを聞かせていただいたのですが、そこで、東大の今村奈良臣先生の提唱する生命総合産業の視点から、農業の活性化には、一次産業、二次産業、三次産業のそれぞれが関係して多様な知恵を寄せ合い、生産、加工、流通・販売、さらには消費者と連携、提携し、一次掛ける二次掛ける三次を掛け算で考え、新しい産業として六次産業化を図ろうとするものでした。以前にもこの理論を雑誌で読んだ記憶がありましたが、今回実際に活動している様子を見聞きして、私は、この言葉に感動を覚えました。一次産業が衰退しゼロとなれば、おのずと掛け算ではすべてがゼロになるのです。

**本県も豊かな自然環境に恵まれ、かんきつや水産物など、全国に誇る一次産業を有しており、この六次産業の概念を取り入れた産業振興に取り組むことが非常に有効ではないかと私は考えます。**

その方法としては、農林水産業者みずから加工や流通に乗り出すという一次産業から二次、三次産業にアプローチしていく方法がこれまでの一般的手法ですが、視察に参りました広島県世羅町では、食品産業のカゴメの資本と技術を導入して法人を設立し、世羅菜園でトマト栽培を行っておりますように、これからは、販売や加工技術面で、力の乏しい一次産業からのアプローチのみならず、むしろいろいろなノウハウを有する流通加工業者が農林水産業に参入するという二次、三次産業から一次産業にアプローチしていく方法も極めて有効な方法だと考えるものです。

こうして、複数のアプローチから六次産業化を地域に合った方法で進め、さらに、地産地消やブランド形成を後押ししていくことが、県下各地、中でも一次産品に特に恵まれた南予地域での展開が期待され、安定した所得の向上確保や労働機会の拡大につながるものと確信をいたします。

**また、地元問題としても、西条市河原津には、広大な農業用地としての干拓地が有効に活用されないまま残っております。農用地として造成されたのですから、刑務所への転用は賛成しかねますが、農用地として活用するなら、本県でもこうした食品産業への事業展開のアプローチを試みるなど、新しい農業の形態を取り入れた活用を願うものであります。**

そこで、お伺いをいたします。

一次産業の強みを生かした加工産業を初め、販売、情報、観光などのサービス産業など、関連産業の創出について、誘導の核となる企業誘致も含め積極的に取り組み、雇用の創出や経済基盤の確立を図り、安定した所得の確保を図るべきと思いますが、知事は、この六次産業の取り組みについてどのような所見を持ち、今後、本県の産業振興にどのように取り組むのか、お伺いをしたいのであります。

次に、野生動植物の保護対策についてお尋ねします。

地球上には、体長 30m にもなるシロナガスクジラのような巨大な生物から土壌中の微生物に至るまで、3,000 万種あるいはそれ以上の生物種が存在していると言われております。

これらの野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であることは言うに及ばず、古来から食料、衣料、医薬品などの資源として利用され、また、学術研究、芸術、文化の対象として、さらには、生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活にとって欠かすことのできない役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、近年、都市化の進展や開発に伴う森林、湿地等の減少、河川、湖沼の水質悪化、外来種による生態系の攪乱、農地の管理放棄などによる里地里山の荒廃、さらに、過度の捕獲や採取等により、多くの種において絶滅のおそれが生じております。県民の貴重な財産である野生動植物を守り保全していくためには、行政や専門家のみならず、地域の実態を熟知したその地域に密接な関係を持つ地元の人々の参加と協力が不可欠であり、県はもとより各主体が一体となった取り組みが必要であると考えています。

御案内のとおり、国では、新・生物多様性国家戦略において、種の絶滅防止と生態系の保全、失われた自然の再生、修復、里地里山の持続可能な利用、外来種対策などの今後推進すべき課題を掲げ、生物多様性の保全に向けた取り組みを行っております。

このような中、県におきましては、平成 15 年 3 月に県版レッドデータブックを作成し、学校、図書館などにも配布するとともに、県のホームページに掲載し、県民の希少野生動植物に対する保護意識の醸成に取り組まれてきたところでありますが、先般の新聞報道によると、今後、実施すべき野生動植物の保護施策を明らかにした愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針を策定したとのこととあります。

そこで、お伺いをいたします。

県では、**この基本指針を踏まえ、今後、野生動植物の保護対策をどのように進めていくお考えなのか**、お聞かせを願いたいのであります。

次に、水産問題についてお尋ねいたします。

本県は、瀬戸内海と宇和海という性格が異なる漁場に恵まれ、豊富な魚介類が生息していることから、それぞれの海域特性を生かした多種多様な漁船漁業が営まれており、平成 15 年には 9 万 3,583 t、金額にして 351 億 6,745 万円と全国屈指の生産額を上げ、水産県愛媛として地域経済を支える重要な産業となっております。

特に、私が住む西条市の前に広がる燧灘は、古来からマダイ、トラフグ、サワラなどの重要な魚介類の産卵、繁殖の場となっているだけでなく、島嶼部を中心とした岩

礁地帯と沿岸の砂泥域という性格の異なる漁場をあわせ持ち、平成 15 年の生産量が 2 万 1,746 t、金額にして 138 億 3,555 万円と、生産額では、本県漁船漁業の 4 割近くを占める屈指の好漁場となっています。

しかし、燧灘の漁獲量は、昭和 58 年の 3 万 6,915 t をピークに減少傾向にあり、このことは、とりもなおさず再生産の力が減退し資源が少なくなっていることにほかならないと思うのであります。特に、広大な干潟が広がる沿岸域では、昭和 44 年にはアサリやバカ貝など二枚貝が 2 万 t を超えて漁獲され、バカ貝は、特産品の姫貝として、ノリとともに市内のあちこちで天日乾燥する風景が見られ、冬の風物詩となってもいたのであります。平成 15 年には、アサリが 19 t、バカ貝に至っては、統計上数値があらわれておらず今や絶滅が危惧されています。さきにも述べた県のレッドデータブックには、有名なカブトガニは言うに及ばず、オオノ貝やハマグリのように、今や絶滅危惧種となっている生物種がかなりあります。

このように漁獲量が減少した背景には、燧灘沿岸域の埋め立てによって貝類の生息場所が喪失したこと、産卵場の稚魚の育成場でもあり、漁場環境を浄化する機能をあわせ持つ藻場、干潟が減少したことから来る漁場の生産力の低下、漁船の高速化や漁具の改良による漁獲圧力の増大が要因であると言われております。また、ここ 3 年はノリ養殖の不作が続き、昨年は相次ぐ台風の襲来で、たくさんの流木が流れ出て、操業に支障を来す被害もありました。

なお、流木の回収については、漁業者はもとより県でも対応していただきましたが、今後もこのような災害や被害が想定されることから、漁業者の切実な要望もあり、私は、流木対策について一元化して取り組まれる必要があると考えるものであります。

このような状況の中、今、この漁場の整備にもっと力を入れ、貝や魚や、それぞれのえさ場が保てる環境回復を図らなければ、燧灘での漁業は壊滅するのではないかと危惧するものであります。

漁業当事者にどうすればよいのかとの意見を求めてみても、それぞれ主に扱う漁法が異なり、統一した見解が得られません。漁業者みずからの生活の場を、みずから守り育てる気迫も必要と思われませんが、一般市民も、生活の掃きだめとして、先ほど村上議員もおっしゃっていましたけれども、こんな海にした責任があり、みんなが海からの恵みを楽しんでいるのですから、社会全体で考えなければなりません。

県でも森林環境税を創設したほか、環境対策に取り組んでいます。中坊公平さんや安藤忠雄さんが瀬戸内オリーブ基金を立ち上げ、瀬戸内海沿岸の自然環境を取り戻す運動を行っているほか、瀬戸内海を海洋牧場にするとの壮大で大胆な提唱もされています。我々もこれに呼応するぐらいの取り組みが必要ではないかと思えます。

県ではこれまで、水産基盤整備事業により漁港、漁場の整備を進めるとともに、栽培漁業や資源管理型漁業を推進し、また、ノリ養殖の指導研究やサワラの資源回復計画、さらに、水質保全にも取り組まれているようですが、燧灘の漁場環境や漁業資源は、実感としてよくなっているとは思えません。

そこで、お伺いします。

**県においては、燧灘の藻場や干潟を再生し、漁業資源の回復にどのように取り組んでいられるのかをお聞かせ願いたいのであります。**

次に、治安問題についてお伺いいたします。

我が国は世界一治安のよい国でしたが、最近の状況は、私一人のみならず心痛む状況であります。

治安の維持は警察力に負うところも大きいのですが、今、全国各地や愛媛県警察においても警察会計の疑惑が取りざたされ、国民、県民から警察に対する信頼を揺るがしていることは非常に残念であります。権威におごることなく一日も早く疑惑を解明し、組織体制を立て直し、法と正義で治安を守る警察への信頼を回復し、国民、県民ぐるみで治安の安定に全力を挙げて取り組める形を取り戻すことを切に願うものであります。こうしている間にもいろいろな犯罪が発生しています。殺人、放火、児童・老人の虐待、出会い系サイトによる犯罪、インターネットによる犯罪、振り込め詐欺、最近ではにせ札事件など、凶悪で悪質、巧妙な犯罪の発生が、カラスの鳴かない日はあっても新聞、テレビなどで報道されない日はないと言っても過言ではなく、国民の不安感はますます増大しているところであります。

県内においては、平成 15 年中の刑法犯認知件数が約 2 万 7,000 件と戦後最高を記録するなど非常に厳しい状況でありましたが、昨年は、「防ごう犯罪」をスローガンに犯罪抑止のキャンペーンを講じられ、乗り物盗、車上ねらい等の発生を重点的に抑止し、刑法犯認知件数は約 2 万 5,000 件に減少し、検挙件数も大幅にふえたと先日も発表がありました。それでも検挙率は 29%と 3 割にも満たず、憂慮すべき状況です。このような状況の中で、治安の回復に向けて全国警察を挙げて取り組まれています。根本的な治安対策としては、変化する治安情勢に的確に対応できる治安基盤の整備、充実が不可欠と考えます。

第一線においては、多発する事件、事故の対応のため、限られた人員、体制で休日も返上して職務につかなければならない状況と伺っています。少数精鋭の美言で済ますことなく、治安の最前線に立つ警察官の増員は必要と考えます。前にもこの問題を私も同僚議員も提言をし、**ここ数年で 110 人の増員がなされ、空き交番対策も少しではあります**が講じていただきました。来年度も 30 名の増員が見込まれていますが、**先にも述べたインターネット犯罪など、新しい犯罪に対応できる人材の確保、さらには、科学的、近代的装備資機材の整備充実も図り、犯罪の抑止と検挙率の向上を推進する必要があると考えますが、どのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。**

次に、県警では、本年 4 月から 3 つの小規模警察署を統合する再編整備に取り組まれています。地域住民の安全安心を確保するためには、事件事故の発生時の初動対応に当たるパトカーによる活動や、地域住民との連携による防犯対策が重要であると考えます。道路網が整備されたとはいえ、私が住む地域の西条警察署でも警ら用のパトカーは 1 台と聞いております。

そこで、**警察署の再編にも当たり、犯罪の抑止力にもなるパトカーの配備やへき地域の防犯活動に不安を感じますが、どのような対応をされているのか、お伺いをいたします。**

最後に、今や犯罪の予防については、警察のみの力では困難で、NHKの番組「ご近所の底力」ではありませんが、自分たちの地域は自分たちで守るとの意識のもとに

地域の連帯意識を強め、住民みずからの手で犯罪予防に取り組む必要があると思います。今、災害体験や地震予測から自主防災組織の結成が強く求められていますが、これと同じく、地域住民による自主防犯組織の結成と防犯活動もこれに連動して強化すべきと考えます。

防犯協会、ボランティア組織などによる自主防犯活動への取り組みについてお伺いをいたします。

質問の最後は、児童生徒の学力の向上についてであります。

平成14年度からの完全学校週5日制のもと、授業時数が減少するとともに、新学習指導要領が全面実施されたことにより学習内容が3割程度削減されたことなどから、子供たちの学力が低下してきているのではないかという指摘が目立ってきております。

この20年では、体位は伸びたが体力が低下していますし、校内暴力や不登校などもふえ気力も落ちています。このような中、我々大人が、子供たちの学力について漠然と感じていた不安を如実に示す調査結果が相次いで公表されました。経済協力開発機構・OECDの学習到達度調査や国際教育到達度評価学会・IEAの国際数学・理科教育動向調査がそれであります。私は、これらの結果を見まして、我が国の子供たちの読解力や数学力応用力が前回の調査より大きく順位を下げ、世界トップレベルからの陥落という現実を示していることは、義務教育のあり方自体をも問うているのではないかと思われるのであります。

この結果を受けて、中山文部科学大臣も早速、学習指導要領全体の見直し、教員の指導力の向上、全国学力調査の実施など、子供たちが切磋琢磨して学び合う環境をつくり、速やかに世界トップランクの学力の復活を目指す対応策を講じる必要がある旨の発言をされています。

ゆとりのある学校教育の中で、児童生徒が知識や技能を習得するだけでなく、みずから学びみずから考え、問題を解決する生きる力を身につけるとすることも重要であると思います。しかしながら、生きる力は、まずは、子供たちの学力の向上と定着を図ることが大前提であり、揺るぎない知識としっかりとした基本が土台となるもので、多くの保護者や県民もこれを望んでいるというのが実態ではないでしょうか。

もともと天然資源に乏しい**我が国は、人材こそが資源だと言われてまいりました。すぐれた人材の確保こそが日本の将来を決めると言っても過言ではありません。その意味におきましても、学力低下を懸念する声を真摯に受けとめ、的確な手を打っていくことが、まさに喫緊の課題だと考えるものであります。**

県教育委員会におかれましては、今年度、小中学生を対象にした学習状況調査を実施されるなど、学力定着のための取り組みを強化されていると伺っており、力強い限りであります。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。

今後、児童生徒の学力向上のためにどのような取り組みを行っていかれるのか、お聞かせください。

花粉症で大変聞き苦しかったらと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○（加戸守行知事） 明比議員の質問に答弁させていただきます。

いわゆる第六次産業についてどのような所見を持ち、本県の産業振興にどう取り組むのかとのお尋ねでございました。

第一次産品について、生産だけでなく加工や流通販売にも一貫して取り組むといういわゆる第六次産業の考え方は、本県の、とりわけ南予地域の特質にマッチした産業振興策の一つとして、極めて有効であると考えております。

このため県では、農林水産物の加工指導や直売・加工施設の整備補助等に加え、現在えひめ食品関連産業振興事業に取り組んでいるところでございます。これは首都圏、近畿圏の百貨店及び高級スーパーのバイヤーを対象として、本県一次産品及び加工品の商談会や展示会を開催し大都市圏で市場を開拓するとともに、売れる商品の研究開発や効率的な流通体制の研究などを行い、総合的に食品関連産業を育成することを目的といたしております。

さらに、平成 17 年度から、**県産農林水産物について新たなえひめブランドの構築、国内及び海外市場での販路開拓に取り組むえひめの味販売拡大推進事業を初め、南予地域において、農林水産物など地元の資源を活用した起業を総合的に支援する南予地域密着型ビジネス創出緊急支援事業などに新たに取り組むこととしておりまして、農林水産業の生産から消費に至るまで一貫した、いわゆる第六次産業化の実現に向けて支援してまいりたい**と考えております。

なお、お話のありました流通加工業者等の農林水産業への参入につきましては、農業生産法人への資本参加が認められておりますほか、農地賃借方式での農業経営についても、規制緩和される中で、経営力、販売力、資金力等を有する企業と農林水産業との提携の機会を拡大するものと考えており、今後研究してまいりたいと思っております。

ところで、一掛け二掛け三を掛けが、この六次産業の語源とお話を伺いまして、昔のわらべ歌を思い出しまして、一掛け二掛け三を掛け、四掛けて五掛けて六を掛け、橋の欄干腰を掛け、はるか向こうを眺むればというぐあいに続いたと思いますが、**県の態度としては、橋の欄干に腰を掛けて傍観するのではなく、主体的意思を持って第六次産業に取り組みたいと思えます。**

その他の答弁は、関係理事者になります。

○（石川勝行県民環境部長） 明比議員にお答えいたします。

野生動植物の保護に関する基本指針を踏まえ、どのように保護対策を進めていくのかのお尋ねでございました。

野生動植物の保護に関する基本指針は、絶滅の危機に瀕している野生動植物の現状を明らかにした県版レッドデータブックを踏まえ、平成 15 年度から、学識経験者で構成する野生動植物保護対策検討委員会において検討を重ね、本県に生息、生育する野生動植物の保護についての基本的な考え方や実施すべき保護施策を取りまとめたものでございます。

具体的な保護施策といたしまして、保護条例の制定、外来種対策、開発行為等に伴

う影響評価、県民参加による保護推進体制の整備などの必要性について掲げております。

県では、今後、これらの施策を具体的、計画的に実施するため、来年度新たに、野生動植物保護推進委員会を設置し、当面の課題であります条例制定に向けた指定種及び保護区域の検討、外来種の生息実態調査などを実施したいと考えております。

県民の貴重な財産である野生動植物を保護し、その生息、生育環境を含めた生態系全般を保全するためには、県、市町、県民、事業者が一体となった取り組みが不可欠でありますことから、今後とも、各主体の連携、協力のもと、本指針に沿った総合的な保護施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（喜安晃農林水産部長） 明比議員にお答えをいたします。

燧灘の藻場、干潟を再生し、漁業資源の回復にどう取り組むのかとお尋ねでございます。

藻場や干潟は、海藻や貝などの漁場として利用されるほか、魚介類の産卵場や稚魚の育成場はもとより漁場環境の浄化など多様な機能を持ち、これらの機能を向上させることが、環境保全や漁業資源の回復のためには重要であると考えております。

このため、従来から実施しておりますコンクリートブロックによる藻場造成に加えまして、17年度からは新たに、中予水産試験場が実用化いたしました成熟した海藻や種子を直接海中に投入する方法を使って、藻場の持つ役割や必要性についての意識啓発に努めながら、漁業者を初め県民の参加による藻場づくり活動を進めてまいりたいと考えております。

また、燧灘の干潟を漁場として有効に活用するため、ヒラメ、クルマエビ、アサリなどの増殖実証試験を実施しているところでございまして、干潟での効率的な放流事業や資源管理に関する方策などを取りまとめることとしているところでございます。

お話のございましたサワラにつきましては、14年度から漁獲規制を伴う資源回復計画を推進してまいりましたところ、資源が増加傾向となっております。17年度からは、カタクチイワシにも取り組むこととしているところでございます。今後とも、これらの施策を総合的に進め、燧灘の藻場、干潟の再生と漁業資源の回復を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（野本俊二教育長） 明比議員にお答えをさせていただきます。

児童生徒の学力向上にどのように取り組むのかというお尋ねでございます。

お話にもございましたように、生きる力をはぐくむためにも、その基礎となる子供たちの学力の定着と向上を図ること、特に、学習意欲を高めていくことが、当面する学校教育の重要課題であるというふうに考えております。

そのための対策といたしましては、多くのアンケート結果でも見られますように、やはり、まず**教員の資質、能力の向上ということが不可欠であるというふうに思っております。ことしから新たに、採用する前の教員予定者に学校現場でキャリアアッ**



**ブ研修を受けてもらったり、それから、初任研と10年研の間の採用後5年を経験した全教員に対する研修の大幅な改善などの各種研修を一層充実していきたいというふうに考えております。**

また、授業の鉄人などの公開授業を通じまして、子供たちが、楽しく、よくわかる授業へ向けまして、教員全体の指導力の向上を図ることとしたところでもございます。機会がありましたら、ぜひ鉄人の生き生きとした授業を御参観いただきたいと思っております。

また、これとあわせまして、本年度お話にもございましたように、小学校5年生と中学校2年生全員を対象に学習状況調査を行いましたので、来年度17年度は、その成果を生かしまして、すべての市と町に研究指定校を設置してもらいまして、その指定校を中心といたしまして、つまずいているところの指導方法の工夫改善や教材開発などの取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

また、家庭における学習時間が少ないということも学習意欲や学力の低下に影響を与えているというふうに思っておりますので、家庭やPTAとの連携によります基本的な生活習慣や学習習慣の定着への実践研究にも取り組んでいきたいと思っております。

現在、中央教育審議会におきまして、義務教育水準の根幹となります学習指導要領全体や授業時数などの見直しなど、国としての学力向上方策を初めとした義務教育改革全般についての審議が開始されたところがございますが、重大な関心を持って今後の推移を見守りながら、私どもといたしましては、市町教育委員会と連携して、生きる力をはぐくむための基礎、基本の着実な定着を図るための取り組みを積極的に進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○（粟野友介警察本部長） 明比議員にお答えいたします。

初めに、犯罪の抑止と検挙率の向上を図るため、どのように取り組むのかとのお尋ねでございます。

昨年の県内の刑法犯認知件数は2万4,654件で、戦後最多を記録した一昨年に比較して2,726件、10%の減少となりました。一方、検挙率につきましては、29%で前年を4.6%上回ってはおりますが、殺人、放火などの凶悪犯罪や振り込め詐欺など新しい形態の犯罪が増加しており、依然として厳しい治安情勢が続いております。このような情勢から、来年度は、30人の警察官を増員する条例改正案を上程させていただいているところでありますが、今後とも増員を要望していく方針であります。

また、平成15年度から、語学や情報管理など特殊な知識技能を有する者を採用し、新たな治安情勢に対応した人材の確保に努めているところであります。さらに、サイバー犯罪対策として、パソコンのハードディスクコピー機を導入したほか、個人識別のためのDNA鑑定機を整備、充実することとしており、今後も科学的な装備資機材の充実強化に努めてまいります。

県警察では、「防ごう犯罪」を統一スローガンに、制服警察官の集団パトロールや自治体及び地域住民と連携したパトロール活動、航空隊や機動捜査隊との連携による空

陸一体となった初期集中捜査の徹底、盗犯捜査における警察署の5ブロック運用などの抑止対策を推進しておりまして、今後も、自治体や地域住民の皆様と連携した防犯活動を推進し、犯罪の抑止に努めてまいりたいと存じます。

次に、警察署の再編に当たり、パトカーの配備やへき地地域の防犯活動にどのような対応をするのかとのお尋ねでございます。

今回、警察署の再編整備に当たりましては、旧警察署の設備を大型の交番として利用し、パトカーを配備して常時即応体制を確保し、大規模な事件、事故の発生時には、統合警察署のパトカーなどとの連携により初動対応を強化し、地域社会の安全性を高めることにしております。

また、県下全般を見た場合には、殺人などの凶悪事件や組織的窃盗など、重要事件の広域、悪質、巧妙化が顕著となっており、それに対応するためには、常日ごろからのパトロールに加えて、事件発生時の緊急配備など、早期段階における対応が重要であります。

このため、警察署のパトカーに加えて、交番、駐在所に配備してあるパトカー、さらには、本部機動捜査隊などと連携し機動力を確保して、管内の事件、事故に当たらせておりますが、今後とも、関係当局に働きかけ、パトカーを初め各種整備資機材の整備、増強に努め、機動力を生かした常時即応体制を強化してまいりたいと考えております。

さらに、犯罪や事故の発生状況などの積極的な情報提供やパトロールを強化するなど、自治体及び地域住民と一体となった地域安全活動を展開してまいりたいと存じます。

次に、防犯協会やボランティア組織などによる自主防犯活動への取り組みはどうかとのお尋ねでございます。

現在、19警察署ごとに地区防犯協会が組織化され、また、県内では、商店主、高校生、地域住民の皆様などが参加する24の防犯ボランティア組織を把握しております。

これらの団体は、自分たちの地域は自分たちで守るという強い防犯意識のもと、地域の実態に即したパトロールなどの自主防犯活動を精力的に行っていただいております。地域における連帯意識を高める中心的な役割を果たしているものと承知しております。

警察といたしましては、犯罪の発生状況などの情報を提供したり、これら団体と合同パトロールを実施するなど、多面的な支援を行い、活動の活性化を図っているところであります。

また、**先般、警察庁と国土交通省において、一定の要件のもと、自主的パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装着することが認められ、県内第一号として新居浜市内の団体が12台の自動車に装着して活動を開始した**ところであります。今後も活発な活動が期待されております。

県警察では、自治体やこれら防犯ボランティア団体など地域住民の皆様と協働して犯罪抑止活動を推進しているところであり、今後とも、自主的防犯活動を進める地域住民の皆様を支援し、犯罪に強い地域社会を構築してまいりたいと存じます。

以上でございます。